

京都市職員給与条例の一部を改正する条例(平成30年3月29日京都市条例第32号)(行
財政局人事部給与課)

本市人事委員会からの報告等を踏まえ、職員の給与について、次の措置を講じることと
しました。

1 昇給の号給数の改定

55歳(市長が定める職員にあっては、56歳以上で市長が定める年齢)に達する
日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員の昇給の号給数について、0号給と
することを標準として市長が定める基準に従い決定するものとするものとします。

2 扶養手当の月額改定

国家公務員の例に準じ、扶養手当の月額を次のとおり改定します。

区 分	改 正 前	改 正 後
(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	13,900円	6,500円
(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	6,400円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,600円)	10,000円(職員に配偶者がいない場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円)
(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹		6,500円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については8,100円)
(4) 18歳未満又は60歳以上の2親等内の血族((2)及び(3)を除く。)		
(5) 心身に著しい障害がある親族		

備考 「扶養親族」とは、この表に掲げる者で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

3 初任給基準に係る給料月額改定

行政職給料表1級の35号給を受ける職員のうち、新たに同給料表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額(182,700円)を183,700円に改定します。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第32号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「2号給」を「0号給」に改める。

第7条第1項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「前項の扶養親族とは、」を「扶養手当は、扶養親族（」に改め、「いう」の右に「。以下同じ。）のある職員に対して支給する」を加え、同項を同条とする。

第8条第1項を次のように改める。

扶養手当の月額を、扶養親族たる子については1人につき10,000円（職員に配偶者が不在の場合であって、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については8,100円）とする。

別表第1の1備考2中「182,700円」を「183,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（昇給の基準に関する暫定措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成33年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の京都市職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）

第4条第3項の規定の適用については、同項中「0号給」とあるのは、「1号給」とする。

（扶養手当に関する暫定措置）

3 施行日から平成33年3月31日までの間における改正後の条例第8条第1項の規定の適用については、同項中「子については1人につき10,000円（職員に配偶者が不在の場合であって、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については8,100円）」とあるのは、次

の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

<p>平成30年 4月1日か ら平成31 年3月31 日まで</p>	<p>配偶者については12,100円とし、扶養親族たる子については1人につき7,600円（職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については10,800円）</p>
<p>平成31年 4月1日か ら平成32 年3月31 日まで</p>	<p>配偶者については10,300円とし、扶養親族たる子については1人につき8,400円（職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については9,900円）</p>
<p>平成32年 4月1日か ら平成33 年3月31 日まで</p>	<p>配偶者については8,400円とし、扶養親族たる子については1人につき9,200円（職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については9,000円）</p>

(行財政局人事部給与課)